

叙任権闘争期の抵抗権論

市 原 靖 久

(関西大学)

は じ め に

わたくしの報告の目的は、叙任権闘争期における抵抗権論の分析をとおして、中世ヨーロッパ抵抗権思想の基礎にあるといわれております二つの大きな法思想的要素——ゲルマン的要素とキリスト的要素——が、具体的にどのような形で現出するのか、また、この両要素が相互に如何なる関係にあるのか、ということを検討することにあります。

報告に際しては、まず、(一)「抵抗権」という概念、そして、中世ヨーロッパ法において抵抗権がどのような形で存在していたかということについて簡単にふれまして、それから、(二)ヨーロッパ抵抗権思想の二要素につきまして、主にフリッツ・ケルンの著作を参考にしながら検討し、そして、(三)叙任権闘争史を抵抗権という観点から概観し、(四)叙任権闘争期にみられる抵抗権論のなかで、先の二要素が具体的にどう現われてきているかを考察します。そして、最後に、まとめをかねまして、(五)この時期における封建法と自然法との関係について考えてみたいと思います。

(一)

従来、一括して「抵抗権」と呼び慣わされてきたものの中に、実は理論上区別を必要とする「二つの抵抗権」——「自然法上の抵抗権」と「実定法上の抵抗権」——が含まれているということにつきましては、既に、菅野喜八郎先生、樋口陽一先生、あるいは、ホセ・ヨンバルト先生等によって明らかにされてきております。それによれば、「抵抗権」には、現に強行性をもっている実定法秩序上課せられる義務を、実定法秩序以外にもとずく義務——これを一応、自然法上の義務というふうに申しておきます——を根拠にして拒否する権利である「自然法上の抵抗権」と、ある特定の実定法秩序を前提といたしまして、その法秩序を擁護するという義務を根拠として公権力への服従を拒否する権利であります。「実定法上の抵抗権」があり、この二つは峻別されなければならないといわれています。

ところで、こういう二つの抵抗権概念を峻別するという考えかたの基礎には、自然法と実定法の概念的分離ということが前提になっているということは言うまでもありません。しかし、ヨーロッパ中世法、特にローマ法を本格的に継受する以前の民衆法のレベルにおきましては、夙にフリッツ・ケルンが指摘しておりますように、自然法（ないしは理想法）と実定法との概念的分離は存在しなかったといわれております。「実定法」という用語自体、十二世紀のフランスのデクレティストが用い始めたものでありまして、わたくしの報告で扱います叙任権闘争期（十一世紀末から十二世紀はじめ）には未だ一般化しておりません。叙任権闘争期というのは、ですから、自然法と実定法の明確な区別を知らない、そういう時代であります。

この時期の中世法では、不文明文を問わず共通の法確信というものが、自然法秩序ないしは理想法秩序の表明に他ならないというふうな考えられたわけでありまして、抵抗権につきましても、それが明文で規定されているか否かに

かわからず(実定的であるか否かにかかわらず)、共通の法確信として当然に(自然に)存在するものと考えられておりました。それが明文で規定されていたとしても、そのことによって初めて抵抗権が創設されるという性格のものではありませんでした。少し叙任権闘争期から時代は下がりますが、抵抗権を明文で規定しております有名な例に、ご承知のマグナ・カルタやサクセン・シュピゲールがございますが、これらもやはり、この規定によって、抵抗権が全くの無から初めて創設されたというよりはむしろ、既に存在していた不文の法慣習というものが確認されたにすぎないという性格のものであります。

近代法を考察対象にして抵抗権を考えます場合には、自然法論に立つか法実証主義に立つかによって、自然法上の抵抗権概念と実定法上の抵抗権概念とは二者択一的なものとなりましょう。しかし、中世法というものを考察の対象といたします場合、このような二者択一的な抵抗権概念を前提にすることは適当ではありません。先に述べましたように、中世法におきましては、自然法と実定法の概念的区別がなされず、したがって、自然法上の抵抗権というものが同時に実定法上の抵抗権であったということでありまして、このような中世法には、二者択一的な概念構成はなじまないであります。むしろ、中世法においては、不文明文を問わず抵抗権というものが存在するというのが共通の法確信であったというのがいちばん事実に近いようであります。

以上のことを前提にいたしまして以下の考察に入らせていただきます。

(11)

ドイツの法制史家でありますフリッツ・ケルン(Fritz Kern)は、中世ヨーロッパの抵抗権を論じました非常に有名な古典的書物であります『初期中世における神授王権と抵抗権』(Gottesgnaden-tum und Widerstandsrecht im Früh-

eren Mittelalter, 1954) を著しておりまして、この中で、ケルンは、中世ヨーロッパの抵抗権というものを、ゲルマン的な抵抗権と教会的な抵抗権という二つの要素を中心に考察しております。わたくしの表現でいいますとゲルマン的な要素とキリスト教的な要素ということになりますが、ここでは、ケルンの所説を参考にしながら、ゲルマン的な要素とキリスト教的な要素の特質、それからその交錯ということを考えてまいりたいと思います。

まず、ゲルマン的な要素のほうでございますが、ケルンはゲルマン的抵抗権というものの一つの純粋型として、北欧の国王伝説（サガ）を挙げております。^①

この北欧の国王伝説というものをどういうふうに解釈するかという問題があるわけですが、わたくしは、このサガが語っているのは、少し誤解を招く言葉かもしれませんが、カリスマ的な団体における法発見であるというふうに考えております。ここで、わたくしが、カリスマという言葉を使いましたのは、神がかり的な霊能者というような意味ではありませんで、人民団体の中で人民が希求する合理的な法、あるいは先駆的な法というものを発見する資質（*Qualita*）というものをもっている、そういう者をカリスマというふうに考えております。そういう意味で、この北

欧国王伝説は、カリスマ的な団体における法発見の姿を伝えていると考えます。そして、目をとおしていただければおわかりかと思いますが、この物語におきましては、年老いた「法の語り手」（*Geetzshrecher*）が、ノルウェー人との平和的共存を希求しているスウェーデン人民を無視する国王オラフに対して、その不法を追求するという話になっております。この不法追求というものの根拠になっておりますのは、父祖の代から行われてきた自律的な慣習、共同体の中で代々行われておりました慣習であるということであります。最後の所に出てきますように、人民が、この法の語り手の追求に対して、武器を打ち鳴らして賛同を表明しています。タキトウスの『ゲルマニア』中に、こういう賛成の仕方がゲルマンの民会で行われていたという有名な記述がございますが、正に、それと符合するものであ

ります。

ゲルマン的なこういう人民法団体におきましては、法というものは全体として人民の自律的な慣習の中に存するというふうを考えられておりまして、人民は民会（裁判集會）の中で判決発見人に導かれながら、自分たちの共通の法確信というものを発見していくというふうにいわれております。わたくしは、これをカリスマ的な団体における法発見だというふうに考えているわけですが、ケルンが挙げているこの北歐国王伝説というのは、この法発見というものを典型的に示していると考えることができないのではないかと思っています。

こういった観点から見ていきますと、この物語は次のように解釈できます。すなわち、スウェーデンの人民は、人民集會（裁判集會）におきまして、法の語り手に導かれながら、自分たちの共通の法確信、父祖の代から行われてきた慣習というものを確認いたしましたして、それには国王オラフも拘束されるということでありました。したがって、王がこの共通の法確信に従わない場合、王は「不法」であるというふうに觀念されまして、追放ないしは殺害されるということでもあります。これは、正にケルンのいうように、ゲルマン的な抵抗権というものが発動される典型の場合を示している例だというふうに思われます。

ゲルマン的抵抗権というものは、カリスマ的団体における法発見という観点から考えてみました場合、最も明瞭に理解されると、わたくしは考えます。カリスマ的団体における法発見すなわちカリスマ的合意——これは一種の契約と考えてよいと思います——に国王が従わない場合、その王は追放、殺害されるということとして、合意違反、契約違反が国王の「不法」を構成するわけです。そして、こういうカリスマ的合意という原初的な契約は封建契約へと日常化されるわけでした、このところで、ゲルマン的な抵抗権と封建的な抵抗権——封建契約違反が国王の不法を構成する——との法思想的な一つの連続性というものを考えていくことが可能であると思います。

封建的抵抗権の典型的事例としてよく引かれますマグナ・カルタやザクセン・シュピールゲルにおきましては、抵抗権が主君の封建契約違反に対して発動されるわけですが、そういう封建契約の法思想的な淵源はやはりカリスマの合意にあるというふうを考えるべきだと思ふわけでありませう。ケルンは、しかしながら、封建的抵抗権につきましてはレーン契約違反というところで説明しておきながら、ゲルマン的抵抗権についてはそれを契約概念で説明することに消極的であります。

しかし、それでは、ゲルマン的抵抗権と封建的抵抗権の法思想的連続性が明らかにならないのではないか、封建的抵抗権に至って突如として契約概念が何故出てくるのか、どうも理解しにくいように思います。

ケルンが契約概念を、封建的抵抗権については適用しながら、ゲルマン的抵抗権には適用しないということの理由には、ケルンが契約というものを近代法的な単なる私法上の双務契約を基本に考えているからだというふうに思います。これに対して、わたくしは、さきほど申しましたように、契約というものをカリスマの合意に淵源するものと考えておりますから、ゲルマン的抵抗権をカリスマの合意違反、始原的契約違反ということで、契約概念で説明して差し支えないと考えます。ケルンはゲルマン的抵抗権についてはそれを「法主権」ということから説明しますが、なにゆえ法が主権をもつと考えられるのかということを検討してみますならば、それは、法というものが人民の共通の法確信であった——カリスマの合意であった——からに他ならないわけですから、やはり始原的「契約」に帰着することになりませう。わたくしは、カリスマの合意から封建契約への法思想的連続性に注目するわけでして、ケルンのように考えたのではこの点が明らかにならないと思います。封建契約（レーン契約）についても、ケルンのような単なる私法上の双務契約に尽きるものではなく、カリスマの合意を基本とする自律的・人格的な身分契約であると考へていきます。

ゲルマン的な要素につきまして、わたくしは、以上のように考えておりますが、次に、もう一つの要素であります。キリスト教的な要素について、ここでもケルンの所説を参考にしながらみていきたいと思えます。

キリスト教的な要素、すなわち教会的抵抗権についてケルンは、キリスト教公認以前と以後を区別いたしております。

キリスト教がローマ帝国で公認され、国教となる以前の段階におきましては、抵抗と受忍的服従の二律背反が、キリスト教徒に特徴的な態度であったとケルンはいっております。聖書には、一方におきまして、国家権力に対する抵抗を説いている箇所がある（「人間に従うよりは神に従うべきである」）。他方で、受忍的な服従を命じているところもあります（「すべての人は、上に立つ権威に従うべきである」）。初期のキリスト教徒たちは、このアンティノミーを「殉教」をもって解決したということです。

ケルンの表現によりますと、「なるほどかれらは皇帝崇拜をなすことは拒否したけれど、かれらが神として崇拜することを欲しないが神によって立てられた権威ではあるその同じ皇帝によって、抵抗することなく死刑に処せられたのである」というふうにいわれております。

それでは、ローマ帝国におきましてキリスト教が公認されて以後は、キリスト教の抵抗権論はどういう展開を辿ったかということですが、簡単に申しますと、公認以後はローマ皇帝もまたキリスト教徒であるということが前提とされるようになりまして、この時点では、異教徒ないし異端の支配者に対する能動的な抵抗ということが問題になってくるわけでありまして、異教徒ないし異端の支配者に対しては服従義務がなく、逆に抵抗する権利と義務があるというふうに考えられたということとして、ケルンは次のように述べております。「異端者はそのこと自体により (i. p. o. fact) 無制約的な命令権力の担い手たることをやめる。いかなるキリスト者も彼に対し、単純な臣民的服従の義務を

負うことはありえない」。

イブソ・ファクトに無制約的な命令権力の担い手たることをやめるというこの見解、これは、ケルンが異端の支配者の自己罷免ということをいっているわけですが、この自己罷免という考え方については、もう少し検討が必要ではないかと思えます。

実は、ケルンはゲルマン的抵抗権についてもこの自己罷免という考え方、すなわち、不正な支配者というのは単にそのこと自体において不適格なのであり、主君は不正な支配をなした瞬間に自己を罷免するのであって、判決はこの既成の事実を確認するにすぎない、という考え方をとっています。ケルンは、こういうふうに見えることによって、ゲルマン的抵抗権とキリスト教的抵抗権を結び付け、ゲルマン的キリスト教的法観念としての中世抵抗権を論ずるわけです。

確かに、ケルンのいうように抵抗権の存否に関する人間の判断というものは、単に宣言的な意味をもっただけでありまして、創設的な意味をもたないわけでありますが、だからといってこの確認手続を軽視することは、抵抗権の本質を見失わせることになる、とわたくしは考えます。

先ほど、わたくしは、ゲルマン的抵抗権の本質はカリスマ的合意にあると申しましたが、カリスマ的団体における法発見ということこそ正に確認手続ということに他ならないわけですし、この点を見落としますと、自己罷免ということは、主君が自ら、自発的に、自分が暴君であり、主君として不適格だということを認めるといふ、そういうことになってしまいます。

しかし、このようなことは實際上、想定できないことであります。先ほどの北欧国王伝説を見ましても、ああいった人民集会における不正確認・追求ということを持たずに、スウェーデン王が自らを暴君であるとみなすでしょうか。

また、後で検討いたします叙任権闘争の過程におきましても、ハインリッヒ四世は、ローマ教皇に破門されたにもかかわらず、なおも自己を罷免しないのであります。

つまり、自己罷免というケルンの考え方は、裁判集会を基本にして被支配者(臣下)の側が支配者(主君)に突き付ける、法を破った主君は当然主君ではないんだ、主君は自己を罷免したんだというふうに被支配者の側からみなし、ていく、そういう考え方を基本にして理解していくべきだと思います。

そこで、以上述べてきましたゲルマン的な要素とキリスト教的な要素がどのようなかたちで交錯するのかがということが問題になるわけですが、これにつきましては、手続面における交錯と、法的思想的な交錯という二つに分けて考えてまいりたいと思います。もちろん両者は不可分の関係にあるわけですが、便宜上分説させていただきます。

手続面における交錯について、ケルンは次のようにいっております。「確認判決が成立するに至るそのやり方において、教会的抵抗権はゲルマン的觀念に対して顕著な進歩をもたらした。ゲルマン的抵抗権では、判決は、非定型的に(formios)、全体のすなわち人民各人の法確信に委ねられたままであった。これに対して、教会においては、この確認のための秩序ある裁判審(richterliche Instanz)があり、それは、国王に対する形式の整った(formlich)裁判手続にまで至ることができた」。

すなわち、ケルンはここで「非定型的な」ゲルマン的抵抗権というものが、明確な裁判手続を有する「形式の整った」教会的抵抗権により進歩せしめられたと論じているわけであります。

確かに、教会は、明確な手続的決定、教会会議における抵抗権の承認というものにしたがって、全信徒に抵抗権の発動を認める、あるいは、国王に対する忠誠を解除するということをやるわけですが、ゲルマン的抵抗権も、既に述べましたように、こういった手続的決定をまったく知らなかったわけではありません。

ゲルマン的抵抗権というのは、何度も申しますように、裁判集会における共通の法確信の確認ということの基本とするものであって、それ自体、極めて手続的なものであります。ゲルマン的抵抗権というものは、確かに、後の封建的抵抗権にみられるほど、整った裁判手続を有するものではなく、この点ではケルンのいうとおりフォルムロースなのであります。素朴な、未整備なかたちではあっても、手続を通しての法発見、正義の発見ということに多大な関心を寄せるものであったということをお忘れのべきではないと思います。

手続を通しての法発見、正義発見ということに無関心な、ないしは、拒否的な法思想でありましたならば、如何に教会が明確な、フェルムリッヒな手続を移入しようと、恐らくそれを受容することはなかったと考えられますが、事實は反対なのです。要するに、ゲルマン的抵抗権は確かにフォルムロースではありますが、決して手続的発見に対して拒否的なものではないということです。この点こそ正に、教會的抵抗権との手続的な交錯というものにつながっていく原因であると考えられます。

次は、法思想的な意味における交錯ということですが、これに関しては、ゲルマン的な「人民法」とキリスト教的な「神の法ないしは自然法」というものとの関係が問題になってまいります。それは、ゲルマン的抵抗権におきましてはその根拠をカリスマ的法発見（契約）に基づく人民法に求めるのに対して、キリスト教的抵抗権ではそれを神の法（自然法）に求めるからです。

人民法はカリスマ的団体における法発見——カリスマ的合意——を基礎としております。カリスマ的団体において、どの構成員も法発見に無関心ではないわけ、構成員全体が裁判集会をとおして法発見に参加するものであり、全員で先駆的・合理的な法の発見に参加するのです。したがって、カリスマ的団体における法確信は個人的正義感情に基づくものではなくて、正に、団体の法確信——共通の正義——であるわけです。このカリスマ的な団体で発見

された「正しくかつ合理的な法」は、共通の正義であるがゆえに、また普遍的道德と観念されます。

このような、人民法Ⅱ正しくかつ合理的な法Ⅱ共通の正義Ⅱ普遍的道德という観念は、神の法Ⅱ自然法Ⅱ普遍的道德というキリスト教的法思想と適合的關係にあったということができます。

以上、一般的に、ヨーロッパ中世抵抗権の二つの要素、及びその交錯ということを検討してまいりましたが、次にこれが具体的な中世史のなかでどう現われてくるかということ、叙任権闘争期のドイツについてみてみたいと思います。

(三)

叙任権闘争の前提として理解しておく必要があるのは、いうまでもなく、いわゆる「キリスト共同体」(*res publica christiana*) という一つの理念であります。

当時のヨーロッパでは、国家と教会との關係をどう考えるのかということについての一つの理念が存在しております。これが、キリスト教共同体理念といわれるものでありまして、この理念に従いますと、国家と教会は、単一の社会における二つの統治機構であるというふうに考えられておりました。国家と教会とは、あたかも楕円における二つの中心のごとく、単一の社会を構成している。そこでは教会の一員であるということが同時に国家の成員であるという關係がありまして、破門(*excommunicatio*) されることが同時に国家構成員としての資格も奪うと考えられていたわけです。

叙任権闘争というのは正に、こういうキリスト教的共同体において闘われた教会と国家との、あるいは、教権(*sacerdotium*) と帝権(*imperium*) との闘争であったわけでありませう。

さて、ドイツにおける叙任権闘争の経過、すなわち教皇グレゴリウス七世と神聖ローマ帝国皇帝ハインリッヒ四世との間で闘われた、司教の叙任権をめぐる争いの経過についてはよく知られているところでありますが、抵抗権という観点からもう一度簡単に見ておきたいと思ひます。

九三六年にオットーが神聖ローマ帝国を確立して以来、いわゆる帝国教会政策（*Reichskirchenpolitik*）が行われまして、皇帝側は、部族反乱を懐柔するために、部族の対立を越えた精神的な存在である帝国教会、帝国に直属する教会というものを編成してまいります。そして、この帝国教会の司教は皇帝によって叙任されることになっておりました。

このような教会の国家への従属という事態に対する批判として、まず修道院レベルでの教会改革（*reformatio ecclesiae*）運動が起つてまいります。この運動は「教会の自由」（*libertas ecclesiae*）ということを標榜いたしました。聖職売買と聖職者妻帯を禁止することを目指します。そして、俗人による叙任を聖職売買とみなすに至り、叙任権闘争を準備するわけであります。

ローマ教皇のグレゴリウス七世は、修道士時代——当時の俗名はヒルデブランドといたしました——ドイツにおりまして、その地の教会革命運動に接して強く影響を受け、後に自らが教皇となって、教皇庁レベルで教会革命運動を推進していきます。これが、いわゆるグレゴリウス改革（*Gregorianische Reform*）であります。

このグレゴリウスは、一〇七五年に、俗人叙任禁止令を出しましたが、同じ年に、教皇権の拡張を目指した、有名な「教皇令書」（*Dicatus Papae*）というものを出しております。これを見ますと、グレゴリウスが非常に強大な教皇権の確立を意図していることがわかります。

神聖ローマ帝国皇帝ハインリッヒ四世は、このグレゴリウスの教会改革に対しまして、翌一〇七六年、俗人叙任禁

止令が出されました翌年ですが、一月に、グレゴリウスを廃位するという決議を出します。二月には、これに對しまして、グレゴリウスがハインリッヒを破門・廢位にする。そういう応酬を行うわけです。注意しなくてはならないのは、グレゴリウスが、ハインリッヒを破門・廢位に処すと同時に、全キリスト教徒に、ハインリッヒに對して約していた忠誠を解除していることです。これは、教皇令書の第二七提題^②でいわれていたことが、現実に行われたということであり、それに對しまして、またハインリッヒが三月に反論を繰り返しまして、重ねてグレゴリウスに對して廢位を宣言しております。この一〇七六年三月のハインリッヒの反論は、正に神授王權説^③というものに他ならないわけであり、つまり、王として適格か否かの判断は神のみによってなされるべきであり、信仰から離れるようなことがないかぎり、如何なる罪によっても廢位されるべきではない、というわけであり、このような考え方からは、國王に對する抵抗權というものは出てまいりません。神授王權説^④というものは、抵抗權を否定するものなのです。

さて、帝国諸侯は、これに呼応して、同年十月に、トリヴールに諸侯會議を開きまして、ハインリッヒの破門が一年以内に解除されなければ彼を廢位する、本當に廢位にするという決議をいたしました。ここでは、教会法上の忠誠解除が、封建法上の忠誠解除には直ちにはつながらない、両者は一応、法体系の上では別になっていることがわかります。しかしながら、教会法上の廢位、破門、忠誠解除ということが封建法上の諸侯會議において考慮に入れられているという事は確かな事実でありまして、ここに、我々は、手続面における教會的な抵抗權の封建的抵抗權への影響というものをみてとることが出来ます。

これに続いて、一〇七七年の一月に、例のカノッサ事件が起るわけであり、これによって、ハインリッヒは、破門を一端解かれるわけですが、帝国諸侯は、それでもハインリッヒを皇帝として受け入れず、新たに、シュヴァーベン侯ルドルフを新皇帝に選出いたします。この選出は、同年三月十三日のフォルムハイヒの帝国議會で決議される

わけですが、南独諸侯は既に二月からこの件を議しておりました。注意すべきは、この決議の直前の七日の時点でグレゴリウスがハインリッヒを再度、破門にしているという事実です。一端破門を解除いたしました、ここでまた破門にしているわけであり、此の度の破門宣告におきましても、同時にまた、忠誠解除が宣せられて、ルドルフを新皇帝として承認するということが述べられております。

この教皇の第二回目の破門宣告は、明らかに帝国諸侯の動きと呼応しているわけにして、形式上は教会法上の再度の破門を待って、新皇帝が選出されておりますが、実質的には、先行する封建諸侯の動きを教会法の側から追認したと考えてよろしいかと思ひます。

さて、結局、ルドルフは、ハインリッヒとの戦いに敗れて死に、グレゴリウスもサレルノで追放のうちに死んでしまいます。けれども、これで叙任権闘争が終ったということではありませんが、更なる紛争がいろいろと続くわけですが、それらについては、ここでは割愛させていただきます。

ただ、この叙任権闘争を最終的に終結させたといわれるヴォルムスのコンコルダート（政教協約）についてはふれておく必要があります。これは、一一二二年、教皇カリクトゥス二世と皇帝ハインリッヒ五世との間にかわされたものでありますが、皇帝側からいいますと、皇帝はここで、指輪と杖——この両者は教権の象徴であります——による司教叙任を放棄するかわりに、俗権を笏によって授与する権利を得たということです。

ここに表われておりますのは、教権と俗権の分離理論であります。ヴォルムスの協約の教権俗権分離論の理論的基礎を提供したのは、シャルトル学派、なかなんなくシャルトルのイヴォの理論であったといわれております。後でマネゴルトとの関係でふれますが、このヴォルムスの協約のもつ意味は、皇帝権力から神聖性を剝奪し、皇帝権力を俗権に限定せしめるということでありまして、法思想上重大な意味をもつわけでございます。

(四)

それでは、次に、叙任権闘争の過程で主張されました抵抗権をとりあげながら、そのなかにゲルマン的抵抗権とキリスト教的抵抗権がどのような形で取り入れられているかということについて見ていきたいと思えます。

ハインリッヒ四世は、先ほども見ましたように、神授王権説を主張いたしました。当時のキリスト教学者のなかには神授王権説を説いて、ハインリッヒを擁護するものがありました。これは、トリーアのヴェンリッヒという人でありまして、ラウテンバッハの修道士でありましたマネゴルトは、このヴェンリッヒに対する反論として、一〇八四年頃、『ゲープハルトに宛てた書』(Liber ad Gebehardum)を著しました。これは、全部で七十八章ありますが、うち三章は抵抗権との関係で特に重要なものです。

マネゴルトは、そのなかで、契約説に基づく抵抗権論を主張しています。人民(populus)は良き統治を期待して王(Rex)を自分たちの上に高める。王がそれに失敗した場合は、王が人民との契約を破ったことになるから、もはや王ではない。だから、人民は、彼を王の地位からひきずりおろすことができる、というものです。この人民と王との統治契約は、農民と豚番との雇傭契約という例で喻えられています。豚番が豚の飼育に失敗したら、雇傭契約違反だから報酬を与えなくてよい。それと同じことだというわけです。

今野国雄先生はこのマネゴルトの抵抗権論を非常に詳細に分析されまして、二つの特徴をあげられております。一つは、マネゴルトの抵抗権論には封建契約の影響がみられるという点、もう一つは、しかしながら、単なる封建契約に止まらない、それを越えるような理論的拡がりをもっているという点であります。

第一番目の点について、今野先生は、非常に慎重にはありますが、シャルトルのフルベルトゥスとの関係を示唆

されています。シャルトル学派は、さきほどふれましたように、ヴォルムスの協約の基礎理論を提供した学派です。この学派はイヴォの時に黄金期をむかえるわけですが、フルベルトウスという人は、この学派の創設者であります。このフルベルトウスは一〇二〇年に、アキタニア侯ギヨーム五世に宛てて有名な書簡を書きました。そこでは、封建契約の双務性が論じられています。^⑤封建契約というものは、キリスト教の学者にも一定程度影響を与えていたようであり、恐らくは、こういう系譜からマネゴルトが契約違反に基づく抵抗権を説くようになったのではないかと、大胆ではありますが、わたくしは考えております。キリスト教学者のなかにも、先に見ましたヴェンリッヒのように神授王権説を説いた者もおります。ですから、この封建契約の影響というものは、抵抗権承認の是非にかかわる重大なものであるといええます。

それから、今野先生が指摘されたもう一つの点についてですが、確かにマネゴルトの抵抗権論というのは、封建契約の影響を受けているけれども、マネゴルトが王との統治契約の当事者としてあげているのは、例をみてもわかりますように、農民までも含む人民一般ということでありまして、非常に範囲が広いわけであり、単なる封建契約ということでしたら、契約当事者は諸侯ということになります、人民一般にまでそれを拡げているということ、これが特徴的であるということです。これは封建契約というものがキリスト教的なといいますか、ローマ法的な契約概念である *Pactum* というものによって拡大されたということでありまして、封建法上の契約概念が新たに教会の学者によって理論化されたということです。

(五)

それでは、最後に、いままで述べてきましたことのまとめをかねまして、叙任権闘争期における封建法と自然法の

関係を考えてみたいと思います。

マネゴルトの説いている抵抗権論が、封建法、封建契約というものを下敷にしながら、それを新たに教会法、自然法の立場から概念構成しなおしているということ、そのことを法思想的に考えるとどういうことになるのかということでありませう。

これは、封建法というものを自然法のなかに取り込んでいく、そういう概念構成の仕方であると考えることができます。この封建法の自然法化ということは、ヴァルター・ウルマンが既に指摘をしていることであります。ウルマンは、*"naturalized" feudal law* という表現をしています。つまり、支配者を契約のもとにおくという封建法思想というものが、自然法のカテゴリーのなかに入り込み、いまや、自然法の問題として現れてくるようになった、ということなのです。支配者の権力になんとか歯止めをしたいという考えが、封建法——共通の法確信——を自然法として認知させたということだと思えます。教会の側からいえば、封建法はあくまで世俗法なのであって、教会法とは法体系を異にするわけですから、封建法を自らの法体系のなかに取り込んでいく作業が必要であったわけです。教会はどのように世俗法、封建法の一部を自らのものとしながら、自己の法思想を形成していったのであろうと思えます。

中世ヨーロッパの抵抗権を支える二つの法思想——ゲルマン的抵抗権思想とキリスト教的抵抗権思想——は、この時期の法体系に即してこれを見れば、封建法と教会法ということになります。教会法は、一般的にいつて、必ずしも封建法に対して好意的ではなかったのですが、抵抗権という問題については、封建法的なそれを教会法のなかに吸収してしまっただけのこと、このことは非常に興味深いことであります。素朴なゲルマン的抵抗権は、教会から詳細な手続・形式というものを教わりましたが、教会は、契約違反に対する抵抗権の発動という法思想をゲルマン的抵抗権から学んだわけですね。

非常に難駁な報告でございましたが、以上でわたくしの報告を終らせていただきます。有難うございました。

① 「王が、彼の人民の意志に反して、ノルウェー人と和睦することを欲しないとき、ティウンダラント (Tindaland) の年老いた法の語り手 (Gesetsprecher) は彼に次のように説く。この王は何人の言葉をも耳にしようとせず、耳にして自分自身にとって気に入ること以外は何も聞こうとしない。そして気に入ることはあらゆる情熱をかたむけて行う。……彼はノルウェー人を支配せんと欲するが、かようなことは彼以前のどのスウェーデン王も欲さなかつたことであつて、それ故、多くの者が不安に暮らさねばならない。したがつて我々農民は、王オラフよ、汝がノルウェー人と和睦を結び、彼に汝の娘を……妻として与えんことを欲する。……しかしもし汝が我々の要求を履行することを欲しないならば、我々は、汝を襲ひ、汝を殺し、もはや不安と不法とを甘受することほしきではないであらう。なんとすれば、我々の父祖たちはそうしてきたからである。彼らは五人の王をムラティング (Mulating) のそばの井戸へ突き落とした。これらの王たちは、我々に対する汝のように、尊大さに満たされていたのだ。人民の武器を打ち鳴らす音がこれらの言葉に不吉な賛成をし、王は、彼がいうように、すべてのスウェーデン人王の慣習 (Sitt) にしたがつて、人民の意志を承認する」 (傍点原文ゲシュペルト)。

② 「彼は不正な者に対してなされた誠実宣誓から服従者を解除することができること」

③ 「篡奪によらず神の神聖な命によりて王であるハインリッヒから、今や教皇でない偽修道士ヒルデブランドへ。……確かに、我々は、使徒座の名譽を守りたいと熱望していたので、これらすべてのことを耐え忍んだ。しかし、汝は、我々の謙虚さを怖れと解し、かくて、神から我々に与えられた王権そのものにあえて立ち向かい、我々から王権を取り上げると脅かした。あたかも、我々が王権を汝から受けたかのごとく、王国や帝国が汝の手にあり、神の手にないかのように。我が主イエス・キリストは我々を王権に召され給うたのであつて、汝を教権に召され給うたのではない。……汝は、塗油された者のうち、ふさわしくないとはいへ王に塗油されたる余にもまた攻撃を加えたが、聖なる教父たちの伝統は、神によつてのみ判断されるべきであると教え、なからんことを願うが信仰からはなれることを除いては、いかなる罪によつても廃位されるべきではないとしている。……神の恩寵によりて王である余ハイリッヒは、すべての我が司教とともに汝にいう。降りよ、降りよ、永遠に断罪されるべき者よ、と。」

④ 第三〇章

「さて王たる威厳と権力とはあらゆる地上の諸権限を超越しているのであるから、このうえなく破廉恥な、ないしこの上なく不品行な者はなにびとにせよそれを行使用するような立場に置かれてはならないのであつて、その地位や威厳においてと同様、その聡明、正義、

およびその敬虔において他のいかなる者にも勝る者こそその立場に置かれるべきである。したがって、あらゆる者に心を配り、あらゆる者を統括しなければならない者は高德のより大いなる恩寵によって他の者の上に光明を掲げなければならず、彼に委託された権力を平等という最大の公平さをもって運用するように努めることが肝要である。また、事実、人民は暴虐を恣にするような自由な権能を彼に委譲しようとしてではなく、他の者の専横と悪意を防ごうとして、彼を自分たちの上に高めるのである。だがしかし、非違を罰し、廉直を守るために選ばれた者が自ら悪習を助長し、善人を抑圧し、彼が防がねばならないはずの暴虐を臣民たちに対しこの上なく残酷に行い始める時には、彼のために約定された契約を彼が最初に破棄したことは明らかであるから、彼に委譲された地位から正当にも彼を墜し、人民をこの者の支配と臣従とから解放された状態にするのは自明のことではなかるうか。彼が最初に信義を放棄したことは誰の目にもあきらかであるから、何人も彼ら人民を背信のかどで、正当にまた理非にかなって非難することはできないのである。ところで、より身近な事柄から例を引こう。もし誰かが他の者に正当な報酬をもって彼の飼育すべき豚を委ね、しかもその後においてその者がそれらの豚を飼育せず、却ってそれらを盗み、傷つけ、また失ってしまったことを知ったならば、彼に約束した報酬も差し控え、彼を難詰して豚の飼育から解放しないだろうか。私は敢えていうが、豚を飼育することにでなく、失うことに努める者は豚番とは認められない、というのが身近な事柄でもし通例であるとすれば、人間という被造物は豚という自然とは異なるだけに、なおのこと人々を統治することではなくて、罪に追いやることを意図する者は人々のうちにあつて彼が受けている権力と威厳とから遠ざけられるというのが、一層義に相応しくまた道理に近いであらう。」

第七章

「まことに、何人も自分を皇帝ないし国王に任命することはできないので、人民はある一人の者を彼が正しい帝権の道理に従つて人民を支配しまた統治し、各人に彼のものを分与し、敬虔な者たちを鼓舞し、敬虔でない者たちを懲らし、要するにすべての者に対し正義を行うようにと、自分たちの上に戴いたのである。しかし、またもし彼がそれによって王に選ばれた契約を侵害し、非違を糺すよう約定されたことを破滅と混乱とに陥れた時には、双方を互いの誠実によって結びつけていた信義を、確かに王自身が先ず破棄したのであるから、道理を正しく考量して、人民をその義務づけられた臣従から解除すべきである。」

第八章

「もし、彼が王国を統治せずして、統治に際して暴虐を恣にし、正義を破り、平和を乱し、信義を棄てることに熱中するならば、誓

約をなした者はもはや誓約された義務から解除されていることになるし、また相互義務の道理を彼が最初に破棄したのは明らかな事実であるから、彼を罷免し、他の者を王位に就けることは人民にとって自由である。」

⑤ 「領主に誠実を誓った人は、次の六つのことを常に心にとどめておかなければならない。無傷、確實、正直、有用、迅速、有能。……家士がこのようにして領主をわずらわさないようにしても、それはただ当然のことであるに過ぎない。それだけでは、家士は彼の封を受けるには価しない。というのは、悪いことをしないというだけでは充分ではなくて、良いことをしなければならぬからである。家士が彼の封土に価するものと思われ、また、彼が誓った誠実を実現したいと思うならば、先に述べた六つの徳目をまもって領主に忠実に、助言と助力とを提供することが大切である。領主もまた、これらのすべての領域において、自分に誠実を誓った人と同じようにしなければならぬ。もし領主がそうしなければ、積極的行為によってにせよ、単なる同意によってにせよ、自己の義務を怠ったことを思い出された家士が誠実違反と誓約違反の咎めを受けるのと同じく、領主は欠意をもって非難される。」

(付記)

一、本稿は、第六回宗教法学会において行なった報告に加筆・訂正したものである。学会における報告の標題は「中世ヨーロッパ抵抗権思想におけるゲルマン的要素とキリスト教的要素の交錯——叙任権闘争期の抵抗権論を中心として——」であったが、本稿では副題の方をとって簡略化した。

二、注(2)から(5)で挙げた史料の訳については、野口洋二、今野国雄、森岡敬一郎の諸氏の訳業を参考にさせていただいた。

三、本稿で論じた問題について、筆者は既に、関西大学法学論集第三二巻第三・四・五合併号(一九八二年十二月)に「中世ヨーロッパ抵抗権思想におけるゲルマン的要素とキリスト教的要素の交錯——叙任権闘争期の抵抗権思想を中心として——」という論文を発表している。詳しくは、そちらの方を御参照願いたい。